

総務産業常任委員会会議録

- 1 日 時 平成30年6月11日（月）
14時00分開会 15時38分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：桜井崇裕 副委員長：中島里司
委員：高橋政悦、佐藤幸一、口田邦男、西山輝和
議長：加来良明
- 4 事務局 係長：宇都宮学
- 5 説明員
- 6 議 件
 - (1) 請願の審査について
 - ・請願第17号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する請願について
 - ・請願第18号 ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書に関する請願
 - ・請願第19号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願
 - ・請願第20号 2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願
 - (2) 所管事務調査の申し出について
 - (3) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

委員長（桜井崇裕）：ただいまから総務産業常任委員会を開会する。本委員会に請願が4件付託されているのでその審査について皆さんにご意見をいただきたい。

（1）請願の審査について

・請願第17号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する請願について

委員長：まず請願第17号、清水町農民連盟から出された北海道主要農作物種子条例の制定に関する請願。これの趣旨は北海道独自の種子条例をつくったらどうかということであろうと思うが、何か意見はあるか。農業者という立場で口田委員どうか。

口田委員：この趣旨については賛成。どこかで規制をかけないでオープンにしてしまったら大変なことになる。

中島委員：そういうことであれば反対するものではない。農業に関わっている人に先に意見を聞いたのは私たちに持ち合わせのない見えない知恵という部分があるからで、そういうことであれば採択して意見書を出すべきなのかと思う。

委員長：ほかの委員はどうか。

（よいという声あり）

委員長：採択という声が多いということで、この請願については本委員会として採択するということがいかに。

（よいという声あり）

委員長：請願第17号は採択とする。請願書に関して意見書案があるので、事務局から説明することがあればお願いします。

（意見案等を配付）

宇都宮係長：意見案についてはほとんど請願の本文と同じ内容となっている。

委員長：意見案については所管委員会委員が提出者・賛成者になって提出するが、案のとおりでよろしいか。

（よいという声あり）

委員長：案のとおり提出する。

・請願第18号 ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書に関する請願

委員長：次に、請願18号、ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書に関する請願について。道路運送法で禁止されてきた白タク行為を合法化するようなものであるという文言が出ている。意見があればお願いしたい。

高橋委員：現状清水の状況を鑑みるとこの意見書は適切ではないような気がする。というのは、実際今清水町でタクシーを運行しているのは1社だけ。満足な台数も走っていないにも関わらずほかからの参入は許さないような状況で、夜間営業者たちも大変困っている状況にある。その中でわざわざ清水町議会としてそれを解消する手立てとして、言い方は悪いけれども白タク行為を合法化するとか何とかということに関して、それを妨げるような意見書というのは不適切ではないかという気がする。

委員長：清水町内にとってみれば、タクシー会社が1件しかない状況の中でこの意見書はどうかという意見があった。日本の社会全体として、合法化することによっていろいろ問題が起きてくることをきちんと対応してほしいという部分もあろうかと思うが、どうか。

口田委員：シェアリングエコノミー検討会議の中間報告が出たと書いているけれども、どういう内容なのかははっきりしないでどうだと言われても分からない。

中島委員：白タク行為云々と書いてあるが、正直言ってこの制度が何を目的につくられたのかというのが見えない部分がある。高橋委員が言った夜の部分もあるし、福祉的ないろいろな要素の部分も動きやすくしようとしているのかと捉えれば分からないわけでもないが、白タク行為が云々と言われ

- でも今の時点ではそうかと簡単に言えないので、私としてはまだ賛否は出せないと思っている。
- 口田委員：さっきも言ったように中間報告も何も分からない中で賛否を取ると言っても、現状では意見書を出すには時期尚早ではないか。もう少し内容がよく分かってからのほうがいいのではないか。
- 委員長：ほかにないか。
- 西山委員：これを読んでみたら、「いわゆる白タク行為を合法化するものであり」とライドシェアに反対している文章ではないか。下の方に「路線バスや貨物、鉄道を含めた地域公共交通の存立が危機に陥り、ひいては地域経済にも深刻な影響を与えかねない」と書いてあるので、これは反対しているのではないか。
- 委員長：反対している。規制改革会議の内容だと思うが、今営業している公共交通だとかそういったものがいろいろ影響を受けるということで。ただ、それがまだ中間報告の段階であって正式に決まったわけでもないのだから、決まってからでは遅いということもあると思うが。
- 口田委員：老人の足とか福祉の面でいろいろ考えているという類のものが明確になれば反対するべきではないし、まだ分からないのだからちょっと結論を出すのは早いと思う。
- 委員長：下から5行目に書いてある。「一部の地域において実施されている高齢者等の交通手段に配慮した特例制度を堅持しつつ」と書いてある。
- 高橋委員：根本的に中島委員の意見に賛成。今委員長の言われた高齢者の交通手段等々特例制度を堅持しつつというのは、実質国がやっているものでもなく各自自治体が行っているものがほとんどだと思うので、この文章としてうちの町にはほとんど当てはまらない。ましてやうちの町は先ほど言ったように一つのタクシー会社で町民の需要は網羅されていないというのが現実。もちろんちゃんとしないと歯止めがきかないような状況には絶対することはできないけれども、今この場面で、先ほどから言っている中途半端な状況で意見書なんか出す立場にないと思う。
- 委員長：二種免許だとか運行管理者の配置も不要だとか、それもやはり問題。
- 佐藤委員：そこが問題だと思う。普通第二種免許や運行管理者の配置も不要ということだったら法律も大きく変わってくると思う。それについてこうしたらいいということでは、私たちは賛成不賛成はできないのではないか。
- 委員長：この意見書は、「だから反対だ」という意味なのだろうと思うが、それにおいてももう少し規制会議とかいろいろな状況を見てからでもいいのではないかと結論でよいか。
- 西山委員：この請願内容からいったら、今の二種免許や運行管理者の配置も必要だからこれを守っていいということなのか。
- 委員長：その部分についてはそう。
- 西山委員：白タクや何かを認めないで今のままでやっという趣旨の意見書だと思う。私はそうであればそれでいいのではないかと思う。清水町のタクシー会社を守っていくためにはあってもいいのではないかと思う。
- 委員長：大半の方が時期尚早というか、そういう意見だろうと思う。採択するかしないかということについてはどうするか。
- 中島委員：採択・不採択どちらかという話になると、もう少し様子を見るべきということから私はこの文面では採択できないと思う。もう一つには、もう少し勉強した上で答えを出すということであれば継続審査になると思う。どちらかと言われたら現状では不採択。だけど、駄目なものか良いものかわからないのでもう少し時間が必要かと思えば継続審査にして、もう一回資料等々を集めてはどうかと思う。
- 委員長：大変失礼をした。継続審査という部分については認識がなかった。今中島委員からまだ内容や状況がよく分からないので今の段階では採択できない。そういう状況であればある程度状況を見極めて継続審査ということで判断してもいいのではないかと。
- 口田委員：正直言ってこの文面だけでは判断できない。
- 委員長：継続審査にするか、不採択にするかという判断をしたい。
- 高橋委員：実際この文面の中で、平成28年7月にシェアリングエコノミー検討会議を設置して平成28年11月に中間報告されている。そんな早くに中間報告ができていのにその後のことが何も載っていない。もしかしてこの会議はなくなっているのではないか。中間でぶん投げたのではないか。ちゃんと動いているかどうか分からない中で意見書を出すというのも妙な話であって、もう一度意見書の内容について紹介議員が請願者の方に聞くなり、きちんと調べてから持ってきてほしいという話だと思うが。
- 中島委員：高橋委員の紹介議員の説明を聞くという話で、質疑を設けてやるのもいいと思う。個人的に言う

と、質疑するといわれても資料の持ち合わせがないので正直言って何を聞けばいいのか、まだその段階ではない。継続調査にして少し自分たちで知識を入れて、提出者に意見を聞くなら聞いてそれから判断してもいいのではないかと。今言われたように平成 28 年頃にやっていたものを今頃まだというのだとしたら、そんなに急ぐ必要もないような気もする。現状がお互いに把握できていないと思う。紹介者もそんなに差はないと思う。継続審査にしてお互いに知識を持とうということではいかがか。

委員長：今中島委員が言われたようにそういうかたちでよいか。

(よいという声あり。)

委員長：請願 18 号の「ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書に関する請願」については、なかなか状況等把握ができないということで継続調査にしたいと思う。継続調査ということになると今後の対応は。

宇都宮係長：今会期中に審査が終了できなければ閉会日に継続審査の申し出をして、閉会中に所管事務調査を合わせて話を聞くなり調査をするという方法になる。

委員長：それでよいか。

中島委員：今係長が言っていたように、今議会の最終日に議長に継続審査ということで申し入れをしておけば、その間お互いに資料を求めた上で提案者や紹介議員の意見を聞いてもいい。

委員長：当然 9 月までの閉会中において、所管事務調査を含めて審査ができるので、この分については会期中結論がでないのであれば、閉会中の審査ということにしたい。

・請願第 19 号 2019 年度地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願について

委員長：次に請願第 19 号。例年出されている地方財政の充実・強化を求める意見書だが、これについて委員会としてどうするか。昨年との違いについて事務局で分かる部分があれば説明をお願いする。

宇都宮係長：事務局で昨年とどう違うのかというのを見てみた。昨年は 6 月に地方財政充実・強化を求める意見書に対する請願が出ているが、請願趣旨の真ん中くらいに「また、自治体基金は景気動向による税収の変動」というところで、それを地方財政計画に反映させて地方交付税を削減するべきではないという部分が 6 月のものから増えている。これは実は昨年の 9 月に出している意見書の部分が若干反映されている。基金に関しては、昨年 9 月に出している「適正な地方財政計画の策定を求める意見書」の内容の文言をプラスしているのが入っている。記以下の部分については、1 番目と 2 番目の順番は変わっているが、1 番目の「また、消費税・地方消費税の引き上げを予定どおり 2019 年 10 月に実施し、社会保障財源に充てること。」という文言は昨年は出ていなかった。8 番の部分は、先ほどの基金の関係に連動している部分で、昨年の 9 月に出した意見書に関連して追加されている。以上が主な昨年との違い。

委員長：去年は採択して意見書を出している。休憩する。

【休憩 14:24】

【再開 14:29】

委員長：再開する。請願 19 号について皆さんの意見をお聞きしたい。昨年は一部修正の上採択と言うことで意見書として提出している。今年はどうするか。

口田委員：今回はそのまま採択。

委員長：理由は。

口田委員：書いてあるとおり。

中島委員：昨年出していたということであるが、今回の文言から言うと、ずっと消費税を反対してこういうことに使いなさいという話は基本的にはあまりかっこいい文面ではないと思う。法定率についても当然議長会なり町村会なりでやっていることだからあえてここで今年を出す必要があるのかという思いがある。だから私は不採択という考え方。もう少し知恵が出てくれれば。

委員長：確認したいが、町村会あるいは議長会で求めている部分と同じなのであえてということか。

中島委員：考え方が違う人がつくっているから全部同じだとは思っていない。若干の違いがあると思う。少なくとも地方税を含めて財政的な部分については今いろいろな制度が変わる状況下にあると思うが、それらを十分踏まえて議長会なり、町村長方は国等々と直接話もできるわけだから既に文章も出しているだろう。そういう中でやっているという意味からいくと、今この段階で議会とし

て改めて出す必要はあるのかという疑問を持っている。そういうことであえて出すまでもないのではないか。要するにそれぞれの団体の長の方々が頑張ってくださいという激的なことを申し上げて、採択をしなくてもいいのではないかと。

口田委員：今町村会云々という話が出たが、その問題については実際にやったこと自体は我々には届いていない。

中島委員：全部同じとは聞いていない。財政的なものについては今議長からちょっと聞いて、この中で一部財政の確保という部分ではやっているというお話を聞いている。それで意見を申し上げた。

口田委員：しつこく言うようだけれどもやっていることは分かった。意見書あるいは要望は議長会から出さなさいという話は来ていないと思う。

中島委員：そういうのが来ている来ていないではなくて、逆に言うと議長方は直接やっているということ。そこでうちの代表がそれぞれやっているわけだから、それはそれでいいのではないかと。それで議長会からなり町村会から町村に流れてくる場合は、それぞれの自治体からも出してくれという指示があって初めて出てくることであって、今回それは出てきていない。

口田委員：やっているということは分かった。内容的には大きく変わらないのか。

加来議長：議長会で取り組んでいるのは1頁目の記の上の「このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です」ということが根本で、地方の財政を確保してほしいということだけ。記以下の細かい内容までは議長会では取り組んではいない。

口田委員：内容は大差ない。丸っきり反対のことであれば不採択でいいと思うけれども、内容がほぼ近いのであれば意見書を出しても悪くはないと思う。内容的には皆そう思っていることだから、意見書を出して要望してもいいのではないかとということで、私は採択。

委員長：中島委員が言われたように消費税反対と言っていた部分で、早期に上げて財源に充てるようにということはどうか。

口田委員：消費税については前々から決まっていることだから、それをまた議論するのはおかしい。

中島委員：決めるときに反対して決めておいたらこれに使ってほしいというのはおかしいのではないかと。反対するのだったら反対。反対するときには条件はつけられない。だけど決まったらそれに条件をつけるというのは行政としておかしいのではないかとという意味合いのことを言った。何でも反対すればいいということではないと思う。

委員長：ある程度整理したい。口田委員が言われるように採択して意見書を出してもいいのではないかと。中島委員は改めて出す必要はないのではないかと。ほかの意見も聞きたい。

西山委員：私も文書は出してもいいと思うが、記の7番の税金のところは削除してくれればいいのではないかと。

委員長：これも昨年度のようなかたちで出すということか。記の7を抜くという根拠は。

西山委員：「対象国税4税に対する法定率の引き上げを行うこと」と書いているので、これは昨年削除しているから削除したらいいのではないかと。

委員長：西山委員は昨年と同様記の7の「対象国税4税に対する法定率の引き上げを行うこと」については削除して意見を出したほうがいいという意見である。

高橋委員：基本的に去年もごたごたした内容の請願だが、日本全体のことを考えているわけではなく本当に国や道や町の借金に対しての責任がどこにも存在しないただのわがままであって、ましてや消費税の引き上げを予定どおりに2019年10月に実施してどうこうなんて、そんな意見書にとってもじゃないけど賛成できない。これをつくった請願者についても、去年も同じような内容で今年はちょっと付け加えて1個増えただけ。内容的には特に今年だからこそというところが何もなくて、義務的に出しているとは思えないような内容であって、どうもこれについてはもっと違うかたちで請願を出すべきだろうという気がする。

佐藤委員：先ほど消費税の反対について申しあげたものが、いざ決まるとなればこれに使うあれに使うといったことについては言っていることが違うのではないかと。私たちから見て、下げてほしいという希望は持っているのに、引き上げはやってほしいということについては納得できないような気がする。

委員長：記1の部分で「また、消費税」以下の部分を削除したらどうか。「社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと」の部分までの部分は賛成でいくか。

佐藤委員：そのとおり。

委員長：消費税を引き上げることにに対しての部分削除することによって、賛成できると。

佐藤委員：そう。

委員長：それぞれ意見を述べていただいて、反対される方と内容によっては一部修正の上出したほうがいいのではないかとこの部分もあろうかと思うが、採択するかしないか、あるいは継続審査するかということに分かれると思うが、どうするか。

中島委員：佐藤委員が言われたのは文面的に中身を当委員会でもうちょっと検討した上での賛成という考え方で、意見書を出す前提でお話をされている。中身についてはこれから意見書を出すことになってから決めるわけだから、それはそれで出すほうでいいと思う。だけど、私はこのものについては議長会とか町村長会でやっているのだからもういいのではないかという気持ちもあって、文面的にも若干ひっかかるところがあるし、今年は見送ってもいいのではないかという意見。そういうことでまとめて多数決かと。その辺は多数決で決めていただいて結構だと思う。

口田委員：文面を変えてもいい。

高橋委員：文面を変えないつもりで出すということであれば採択でいいと思うが、変えてまで出す必要があるのかどうかということを検討していただきたい。

委員長：今高橋委員のほうから出す出さないという部分で、内容の一部を変えてまで本委員会が意見書として出してもいいのかということだろうと思う。私の考え方としては、一部修正の上委員会として意見書として出すということはやぶさかではないと思う。

西山委員：事務局、これは文面を変えてもいいのか。変えたら駄目なのか。

宇都宮係長：今までもやってきている。請願は採択か不採択となるが、意見書を出すのは議員提案になるのでその中で修正するというのはやってきている。

加来議長：結局この請願については採択か不採択かということなので、採択であれば意見書をつくるときに先ほど言ったような、趣旨を変えない範囲で若干削除したり加えたりということはいいと思う。

委員長：趣旨は分かるが内容については検討すると。

加来議長：今回は趣旨採択して意見書を直しているのだと思う。

委員長：この請願については決をとってもよいか。

(よいという声あり。)

委員長：採択でよろしい方は挙手願う。

(佐藤委員、口田委員、西山委員の3名挙手)

委員長：不採択の方は挙手願う。

(高橋委員、中島委員の2名挙手)

委員長：請願第13号、適正な地方財政計画の策定を求める意見書に関する請願については、賛成多数により本委員会としては採択とする。

次に、意見書(案)について確認する。休憩する。

【休憩 14:50】

【再開 14:52】

委員長：再開する。委員会として請願は採択となったが、口田委員から、今回の請願については全面的にこの文章で提出したらいいのではないかという意見をいただいているが、一部消費税とか去年の部分等がある程度変更して提出したらいいのではないかという方がいる。

宇都宮係長：意見書案と、昨年意見書で削除した箇所が分かるものをお渡しする。

(意見案等を配付)

宇都宮係長：昨年度提出した意見書の説明をする。昨年請願が提出されて総務産業常任委員会において上から6行目「地方公務員をはじめとした」という部分から「これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります」というのは、内容が矛盾しているということで削除した経過がある。記の7番目の最後の段落の「同時に地方交付税原資の確保について」からの法定率の引き上げについての部分は、去年の総務産業常任委員会でも削除した経過がある。新しいほうの「2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書」の案について、昨年と違う部分は先程も言ったとおり、本文の後段で、「また、自治体基金は・・・地方交付税を削減するべきではありません」という段落の部分。この部分は昨年6月の意見書にはないが、去年の9月の意見書で採択された内容の部分となっている。記の1番の最後の「また、消費税・地方消費税の引き上げを予定どおり2019年10月に実施し、社会保障財源に充てる」という文言は昨年より増えている。記の8番の部分は先ほど言った基金の部分で昨年9月に出した意見書の内容が追加されている。そのほかはほぼ変わっていない。

- 委員長：事務局から昨年との整合性というか、変わった部分と説明をもらった。委員会としては採択ということになったので、改めて、この文章のまま採択するのか、一部修正して採択するのかということになるかと思う。口田委員はこのまま提出するとの意見。
- 西山委員：記の7番の「国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと」とあるところを昨年度と同様削除したらいいのではないかと思う。
- 委員長：そうすると、「臨時財政対策費に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと」の部分を削除するということか。ほかにあるか。前段で「一方地方公務員は」という部分はどうか。去年は矛盾しているということなのでそこを削除しているということだが。消費税を財源にするということはどうするか。不採択だから意見は言わないということではないだろうと思うのでどんどん意見を言っていたきたいと思う。
- 口田委員：皆さんの多数に従う。
- 委員長：消費税の部分はどうか。今西山委員から言われたように昨年と同じように地方財政の確保について財源、国税4税の部分については削除するということでよいか。
- 加来議長：昨年と同様に削るのであれば、上の段の、「同時に、地方交付税原資の確保については、」というところから削除しないと、文章が合わなくなる。
- 委員長：今議長からアドバイスをいただいたが、この部分を削除する根拠を再度西山委員お願いする。
- 西山委員：まだ税率が上がるのに、それ以上にまだ引き上げるといふことにはならないと思う。そういう根拠。
- 委員長：削除する部分についてそういう説明をすることでよいか。
- 口田委員：初歩的で誠に申し訳ないけれども、法定率だから税率を上げるのではない。税率を上げるとは言っていない。要するに末端市町村に対する分配率を上げると言っている。税を上げるということではないと理解しているがどうか。
- 委員長：前段で議長が言ったように、国の取り分、町の取り分、そういう分配率だという認識。所得税とか酒税とかを上げるというのではなくて、そういう税の部分を地方にも還元してほしいということ。口田委員はそういう部分でこのままでもいいのではないかということなのだろうと思う。この部分を削除するのであれば「同時に」から最後まで部分を削除することになる。
- 西山委員：私も勘違いしていた。法定率ということでは言われたので、消さなくてもよい。
- 委員長：この部分についてはこのままということにしたいと思うが、昨年から比べて多い8の部分と、前段のほうの文章も去年矛盾しているという部分があったのですが、その分はもうそのままでもいいか。
- （よいという声あり。）
- 委員長：意見案については原文そのまま提出する。

・請願第20号 2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願について

- 委員長：次に、請願第20号、最低賃金のことについてはこれも昨年同様出されているがどうするか。それぞれの意見を聞きたい。
- 高橋委員：これについては義務的に出しているような請願なので出すなら出してもいいけれども、さすが労働組合だなという内容であって、意図が伝わらないというかあまり好きではない。
- 口田委員：反対するわけではないが、毎年同じものを恒例にしたがって、マンネリ化したものをやっているにすぎなくて、この趣がだんだん薄くなるのではないかと思う。意見書というのはもっとも意味のある効き目のあるものではないかと思うが、こんなことを毎年同じものをやっていたら、全然効果がないと思うが、反対はしない。
- 委員長：率直な感想を聞いている感じになっているが、西山委員はどうか。
- 西山委員：そのまま採択してよいと思う。
- 佐藤委員：最低賃金が上がれば生活も良くなると思うし、そうすれば物も買ってもらえるということについては賛成。
- 中島委員：内容的に賃上げというか、日当、時給、そういう部分からいくと末端で働いている方々の待遇問題なので反対する理由はないと思う。ただ、今佐藤委員が言われた、上がればそれだけ購買力が増えるというのはイコールにならない。というのは経営者は時給が上がれば

経営的な影響もあるから一概に喜べない。そうなるとう経営者側なのか働く人側になるのかという話になるが、私はこの件については働く側にいたいと思っている。文面は高橋委員が言うようにもう少しすっきり分かりやすくなればいいと思いつながら案はない。だから反対するものではない。

委員長 : 今国のほうで働き方改革がなかなか進まない状態であるのと、国が進めようとしている1億総活躍社会がなかなか見えなく具体化がない中で、国の方針が進まず国内が混乱しているような状況の中で、そういったものがなかなか見えない状況もあろうかと思う。北海道に求めるということなので、北海道として最低賃金を全国最低レベルは確保したい、1,000円を目指したいということだと思つ。ざつと感想をお聞きしたら、出すのはいいだろうという意見が多かつたと思つ。今回付託されている以上採択するかしないかという部分についてはどうか。休憩する。

【休憩 15:10】

【再開 15:15】

委員長 : 再開する。請願第20号、北海道最低賃金等に関する意見書の請願について本委員会として採択するかしないかという部分については、採択するというこつでよいか。

(よいという声あり)

委員長 : 請願第20号については採択とする。それでは意見書案を検討したいと思つ。案をお配りする。

(意見案等を配付)

委員長 : 今事務局のほうから、採択を受けて意見書案をみなさんにお配りした。事務局から昨年との比較をお願いする。

宇都宮係長 : 平成29年度の意見書を配付した。こちらは委員会においても特に修正なくそのまま意見書として採用した経過がある。新しい「2018年北海道最低賃金に関する意見書」案についても、平成29年度と内容はほとんど同じで、本文の部分は、「労働者が道内で43万人」と書いてあるが、去年だと「46万1千人」というこつで、更新した数字だけが違つてあとの内容はほぼ同じ。

委員長 : 昨年はこのまま提出しているというこつだが、今年もこの意見書についてはそのまま提出することによろしいかどうかをお諮りしたい。

高橋委員 : 2番の、道内高卒初任給(時間額958円)、昨年は896円。こんなに極端に上がつているのは本当なのか。もしそうなのであればどう考えても最低賃金はずっと追いつかないのではないか。どういうところのデータなのか。経験豊富な労働者の時間額というのは何を指しているのかさっぱりわからない。こんな意見書を出すのであれば文章に対しても委員会としても責任を持つ観点から、安易にこのままでは了解とは言えないと思つが。

委員長 : ほかの委員の意見も聞きたい。確かに昨年は896円だったものが今年は958円。この部分で何か分かることはあるか。

宇都宮係長 : その部分で事務局で調査したものはない。

委員長 : こんなに上がつているのか。最低賃金は道内の高卒の初任給を下回らないということが基本ということなので。

中島委員 : 昨年度の人勧で出たレートに準じて出しているのかどうか。62円上がつているが、それを8時間といたら4,000円いくらかしか上がつていないが、手当の関係があるからどれくらい上がつているのか。分かる人はいるだろうか。

委員長 : この部分は調査するというか、委員会の中でしっかり調べた上で採択するか。ただ気になる部分として、高卒初任給の62円アップした根拠というか内容を調べるという部分で再調査する。

口田委員 : 調べて分からなかつたらこの数字を入れなくてもいい。

委員長 : ほかの部分ではどうか。なければそういうこつで進めたい。請願第20号については採択だが、意見書案について高卒初任給の根拠について一部調査をする。これも閉会中に行うのか。

宇都宮係長：採択になれば意見書を出すので会期中に結論を出さなければ駄目なので急いで調べる。

委員長：調べてみてその分を削除するかしないかというのを確認した上、意見書を提出するという
ことでよいか。

(よいの声あり)

委員長：それでは請願についてはこれで終わる。

(2) 所管事務調査の申し出について

委員長：続いて所管事務調査の申し出について。閉会中審査という請願の案件が出てきたが、9月の定例会までに調査の申し入れをしなければならないということで協議をしたい。前回の所管事務調査、清水公園の活性化についての中で、国道だとか何かそういったものに関連して施設ができるというところがあれば視察調査をしたいという意見もあった。道内の研修視察をするのであれば日程的なものもあるので調整をしなければならない。また視察先の確認もしなければならないので、どういった調査をするかということをお諮りしたい。道の駅の視察は今の清水町の所管の中で結びつけることにはなかなかならない。だけれども町の情報や商品発信だとかいろいろな部分については、道の駅であろうと調整できるのではないかという考えもある。又はそれとは違った中で、所管の中で何か意見があれば出していただきたい。特別視察までしなくてもいいというのであればそうする。

中島委員：申し出をするというのは9月定例会までの間。今委員長は管外の視察を前提に言われていたのではないかと思う。管外に行く時期としては今定例会が終わってから9月までなのか、9月以降12月なのか。どちらがいいのかという考え方をしなければ。もし9月定例会から12月定例会までの間ということになれば、今議論をしても致し方ない。そうなれば申し出事項が今の段階で町内なり管内なりでやれることがあるか、学ぶところがあればそちらに行こうかという決め方をしてもらわなければ。今定例会後か、9月定例会の後か、この2つをまず皆さんに諮っていただいたほうがいいのかと思う。

委員長：管外視察を9月までにやるのか12月までにやるのかという部分だろうと思うが。やらなくてはならないというものではないと思うので、それよりも何を委員会として所管の中で調査するかということだろうと思う。管外視察に所管事務調査を合わせるということにはならないと思う。なかなかタイトな日程となっている。広報広聴常任委員会では管外視察もされるということである。

中島委員：広報広聴常任委員会は7月9、10日に管外視察研修を行う。

委員長：前の所管事務調査の最後に、するのであればこの次までに考えてきてほしいということも言ったが、口田委員は今もしも管外1泊2日の研修をするのであれば、9月定例会前のほうがいろいろな状況の中で良いということであった。いずれにしても所管事務調査の申し出をしなければならないので、何を調査するかということも含めて再度会期中に委員会を開く。毎年行われている9月始めの合同作況調査には例年どおり参加する。所管事務調査申し出事項については、会期中に再度委員会を開催して決定する。北海道最低賃金等に関する意見書の関係もあるので、事務局の調査をもとにそれも併せて決定する。

(3) その他

委員長：その他として何かあるか。

(なしの声あり)

委員長：再度委員会を開催したいと思うが、次回はいつ開催するか。

宇都宮係長：次の委員会の関係だが、意見書は6月19日に全員協議会で協議するので実際には6月18日までに開かなくてははいけない。6月18日については一般質問終了後議会運営委員会があるが、その後は開催可能。

委員長：6月18日の昼休みに委員会を開いて再度調べていただいた分について協議して意見書を整理したい。併せて、所管事務調査の申し出事項について決定したい。これで総務産業常任委員会を閉じる。